共同施業規程例

（昭和62年７月11日62林野組第150号林野庁長官）

最終改正 令和２年12月24日　２林政第487号

（目的）

第１条　この規程は、森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林（この組合の地区内にあるものに限る。以下「整備森林」という。）の整備及び保護を促進するため、整備森林に係る森林所有者（権原に基づき、森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。以下同じ。）である組合員が締結する森林施業の共同化を目的とする協定（以下「協定」という。）の基本となるべき事項を示すとともに、この規程に即して協定を締結した者（以下「協定参加者」という。）からこの組合が委託を受けて行う森林の施業に関する事項を定めることを目的とする。

（規程の対象地域）

第２条　この規程の対象となる地域は、この組合の地区の区域の全部とする。

「備考」

組合が森林の施業の受託を行うことが著しく困難な地域がある場合は、当該地域を対象地域から除くものとする。

（協定の対象となる整備森林の要件）

第３条　協定の対象となる整備森林は、次に掲げる要件を満たすものとして、設定するものとする。

１　一つの沢の集水域にあること又は林道若しくは作業路の配置状況（計画を含む。）からみて、一体として整備することが可能であること。

２　森林の一部が森林の他の部分と樹種又は齢級構成が極端に異なっており、一体として整備することが相当ではない場合ではないこと。

３　森林の面積が当該森林を含む小流域の森林（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第３条第１号の規定により市町村の長が指定する森林の面積を除く。）の面積のおおむね２分の１以上であること。

４　組合員が森林所有者である森林面積が協定の対象となる森林の２分の１以上の割合であること。

「備考」

１　第３号の森林の面積については、森林経営計画の対象とする森林の基準を勘案しつつ、地域の実情に応じた面積とすること。

２　このほか、第１号に路網密度（計画を含む。）を規定するなど、必要に応じて要件を定めることができる。

（森林施業の共同化に関する事項）

第４条　協定においては、森林施業の共同化に関する事項として、次に掲げる事項のうち、必要なものを定めるものとする。

１　共同して行うべき施業について、その種類ごとの対象森林、方法及び時期

２　共同して行うべき鳥獣害の防止について、対象鳥獣の別に対象森林及び植栽木の保護又は捕獲の方法

３　施業の共同化に必要な作業路網の設置管理に係る用地の貸付け及び費用負担

４　共同で行う巡回管理

「備考」

第１号から第４号までの事項に併せて、伐採跡地の植栽に関する取決めとして、伐採後一定期間内に植栽する旨並びにその場合の樹種及び植栽の方法を定めることもできる。

第５条　協定の対象となる森林の保健休養機能を共同で活用しようとする場合には、前条に掲げる事項のほか、協定において、次に掲げる事項を定めるものとする。

１　森林の保健機能の増進に関する施設の設置管理に関する事項

２　第１号の施設の機能の維持に必要な森林の施業の実施に関する事項

（組合への施業の委託）

第６条　協定においては、協定参加者は、第４条第１号の規定により協定に定められた施業を行うことができない場合には、当該施業をこの組合に委託するものとする旨を定めるものとする。

（組合への鳥獣害の防止の委託）

第７条　協定においては、協定参加者は、協定の対象となる森林の全部又は一部が市町村森林整備計画において定められる鳥獣害防止森林区域に存する場合、当該区域内で第４条第２号の規定により協定に定められた鳥獣害の防止を行うことができないときには、当該鳥獣害の防止をこの組合に委託するものとする旨を定めるものとする。

「備考」

協定の対象となる森林が鳥獣害防止森林区域に存しない場合は、本条を削ること。

第８条　この組合は、協定参加者が協定に定められた施業又は鳥獣害の防止につきその委託を申し出た場合は、その委託を受けるものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

第９条　この組合は、協定に定められた施業又は鳥獣害の防止につきその委託を受ける場合には、別に定めるところにより、委託費の割引を行うことができる。

「備考」

協定の対象となる森林が鳥獣害防止森林区域に存しない場合は、第８条及び第９条の本文中の「又は鳥獣害の防止」を削ること。

（施業実施協定との関係）

第10条　協定参加者は、協定について、施業実施協定（森林法（昭和26年法律第249号）第10条の11第１項の施業実施協定をいう。）として森林整備市町村の長の認可を受けるよう努めるものとする。

森林施業の共同化に関する協定参考例

（目的）

第１条　この協定は、〇〇森林組合共同施業規程に即して、〇〇町〇〇地区森林（別図参照）の一体的な整備及び保護を促進し、森林経営の活性化と森林管理の維持・適正化を図るため、森林施業の共同化を推進することを目的とする。

（有効期間）

第２条　この協定の有効期間は、（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日から（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（協定参加者が行う施業等）

第３条　協定を締結した者（以下「協定参加者」という。）は、施業、鳥獣害の防止、作業路網の設置管理に係る用地提供及び費用負担並びに巡回管理を別紙１に定めるところにより行うものとする。

②　協定参加者は、森林の保健機能の増進に関する施設の設置管理に関する事項及びその施設の機能の維持に必要な森林の施業の実施に関する事項を別紙２に定めるところにより行うものとする。

（森林組合への委託）

第４条　前条第１項の施業又は鳥獣害の防止（鳥獣害防止森林区域に係るものに限る。）を協定参加者が行うことができない場合には、〇〇森林組合に委託するものとする。

（運営委員）

第５条　協定参加者は、この協定の運営に関する事項を処理するための運営委員を選任するものとする。

②　運営委員は、次に掲げる事項を行うものとする。

１　共同して行うべき施業又は鳥獣害の防止（いずれも森林組合に委託して行う場合を含む。）の方法、時期等の調整

２　病害虫の駆除の決定

３　施業の共同化に必要な作業路の設置管理及び維持管理に必要な費用の徴収

４　共同で委託して行う森林の巡回管理に必要な費用の徴収

５　協定に違反した者に対する協定遵守の指導

６　森林組合に対する森林組合法（昭和53年法律第36号）第25条の２第４項の勧奨の要請

③　前項に掲げる事項のほか、運営委員は、この協定の運営に関し必要な軽微な事項について処理することができる。

④　運営委員は、協定参加者全員の合意を得て、〇〇森林組合にその事務の全部又は一部を委任することができる。

「備考」

第１項の運営委員を複数名置く場合には、運営委員間の意志決定の方法及び第２項の事項を代表して行う者を互選により定めることとする旨規定するものとする。

（費用負担）

第６条　この協定の運営に要する事務経費は、協定参加者が均等に負担するものとする。

「備考」

「均等に負担する」の代わりに、森林面積等を勘案して負担する旨を定めることもできる。

（協定の変更・廃止）

第７条　この協定の変更は、協定参加者全員の合意により行うものとする。

②　この協定の廃止は、協定参加者の過半数の合意により行うものとする。

上記協定の締結に同意します

（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 森林の所在地 | 面積 | 住　所 | 氏　名 |
|  |  |  |  |

立会人 〇〇森林組合組合長

「備考」

立会人を置くことは、必ずしも必要ではない。

「備考」

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の11第１項に規定する施業実施協定の認可を受けようとするときは、同条の規定に則した内容となるよう定めるものとする。

別紙１

１　施業

協定参加者は、次に定める施業を共同して行うものとする。

（１）　保育

ア　下刈

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象森林 | 下刈の方法 | 下刈の時期 | 備　考 |
| 所　在 | 森林所有者 | 面積（ha） |
|  |  |  |  |  |  |

　イ　枝打ち

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象森林 | 枝打ちの方法 | 枝打ちの時期 | 備　考 |
| 所　在 | 森林所有者 | 面積（ha） |
|  |  |  |  |  |  |

　ウ　つる切

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象森林 | つる切の方法 | つる切の時期 | 備　考 |
| 所　在 | 森林所有者 | 面積（ha） |
|  |  |  |  |  |  |

（２）　除間伐

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象森林 | 除間伐の方法 | 除間伐の時期 | 備　考 |
| 所　在 | 森林所有者 | 面積（ha） |
|  |  |  |  |  |  |

（３）　病害虫の駆除

病害虫が発生した場合は、当該森林の森林所有者は、速やかに駆除を行うものとする。この場合、駆除の方法は、病害虫の発生状況を勘案し、運営委員が下記のうちから選定したところによるものとする。

①薬剤の地上散布　②薬剤の空中散布　③伐倒焼却

（４）　伐採跡地の植栽

地区内の森林の伐採跡地については、当該森林の森林所有者は、２年以内に下表に定めるところにより植栽を行うものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地　区 | 樹　種 | 品　種 | 植栽密度 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |

「備考」

 このほか、必要に応じた施業の方法を定めることができる。

２　鳥獣害の防止

協定参加者は、次に定めるところにより鳥獣害防止対策を共同して行うものとする。なお、対象鳥獣の別に定める鳥獣害の防止の方法は、被害の状況や地域の実情に応じ、植栽木の保護又は捕獲を単独で又は組み合わせて適切に実施するものとする。

（１）　対象鳥獣：〇〇

①対象森林

|  |
| --- |
| 対象森林 |
| 所　在 | 森林所有者 | 面積（ha） |
|  |  |  |
| うち、鳥獣害防止森林区域内 |  |  |

②植栽木の保護

植栽木の保護は、防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林モニタリングの実施等の方法によるものとする。

③捕獲

捕獲は、わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の方法によるものとする。

（２）　対象鳥獣：□□

①対象森林

|  |
| --- |
| 対象森林 |
| 所　在 | 森林所有者 | 面積（ha） |
|  |  |  |
| うち、鳥獣害防止森林区域内 |  |  |

②植栽木の保護

植栽木の保護は、防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林モニタリングの実施等の方法によるものとする。

③捕獲

捕獲は、わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の方法によるものとする。

「備考」

１　対象鳥獣ごとに、（１）、（２）…とそれぞれ記載すること。

２　鳥獣害の防止の方法は、ここに記載した②又は③の方法以外にも、必要に応じて鳥獣害の防止の方法として定めることができる。

３　作業路網の設置管理

１に掲げる施業の共同化を図るため、協定参加者は、次に定める作業路網の設置管理に必要な用地貸付け及び費用負担を行うものとする。

（１）　作業路網の設置

①路線名　〇〇線（別図路線番号１）

設置者　〇〇森林組合　設置時期 （和暦）〇年

路線の規格　幅員　〇ｍ　延長　〇ｍ

ア　協定参加者は、この路線の予定用地を設置者に無償で貸し付けるものとする。

用地の貸付予定者　〇〇〇〇

〇〇〇〇

･ ･ ･

イ　協定参加者は、この路線の設置に要する費用を、それぞれ下表に定める割合により負担するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 負担割合 |
|  |  |

②路線名　〇〇線（別図路線番号１）

設置者　〇〇森林組合　設置時期 （和暦）〇年

路線の規格　幅員　〇ｍ　延長　〇ｍ

ア　協定参加者は、この路線の予定用地を設置者に無償で貸し付けるものとする。

用地の貸付予定者　〇〇〇〇

〇〇〇〇

･ ･ ･

イ　協定参加者は、この路線の設置に要する費用を、それぞれ下表に定める割合により負担するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 負担割合 |
|  |  |

（２）　作業路網の管理

協定参加者は、〇〇路線及び〇〇路線に対し〇〇森林組合の行う管理につき下表の受益面積に応じて費用を負担するものとする。

　　　　〇〇路線

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 受益面積 |
|  |  |

　　　　〇〇路線

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 受益面積 |
|  |  |

４　巡回管理

（１）　協定参加者は、地区内の森林について下表の事項に関する巡回管理を〇〇森林組合に委託するものとする。

①　森林成育状況

②　病害虫発生の予防

③　山火事の予防

④　雪害等の予防

⑤　盗伐の予防

⑥　作業路網の管理

（２）　巡回管理は、年２回（〇月、〇月）行うほか、必要に応じて行うものとする。

（３）　巡回管理の方法は、原則として林道又は作業路からの巡視により行うこととするが、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

（４）　委託費は、協定参加者が地区内に所有する森林面積に応じて負担するものとする。

「備考」

（４）中「地区内に所有する森林面積に応じて負担」の代わりに、協定参加者が均等に負担する旨を定めることもできる。

別紙２

１　森林の保健機能の増進に関する施設の設置管理に関する事項

〇〇町〇〇地区森林（別図参照）の保健機能の増進を図るため、協定参加者は、次の（１）から（３）までに定めるところにより、自ら又は他の者に用地を貸し付けて、森林の保健機能の増進に関する施設の設置管理を行うものとする。

（１）林間休憩案内施設（別図施設番号１）

ア　設置管理予定者　　〇〇森林組合

イ　施設の構造　　　　木造平屋建、床面積○㎡

ウ　設置予定期間　　　〇年間

エ　用地貸付予定者　　〇〇〇〇

オ　用地貸付けの内容　設置管理予定者及び用地貸付予定者の契約の定めるところによる。

（２）林間遊歩道（別図施設番号２）

ア　設置管理予定者　　〇〇森林組合

イ　施設の構造　　　　幅員ｍ、延長ｍ

ウ　設置予定期間　　　〇年間

エ　用地貸付予定者　　別図の路線に係る森林の森林所有者

オ　用地貸付けの内容　設置管理予定者及び用地貸付予定者の契約の定めるところによる。原則として無償とする。

（３）林間バンガロー（別図施設番号３）

ア　設置管理予定者　用地所有者（〇〇〇〇、〇〇〇〇、･･････）

イ　施設の構造　　　木造平屋建、床面積○㎡、１０棟

ウ　設置予定期間　　〇年間

２　１の施設の機能の維持に必要な森林の施業の実施に関する事項

（１）協定参加者は、１の施設の機能の維持に必要な森林の施業の実施に努めるものとする。

（２）１の（１）の施設の用地を貸し付けた者は、その収受した貸付料の〇〇％を下表１に定めるところにより、（１）の対価として協定参加者に交付するものとする。

（３）１の（３）の施設を設置した者は、その施設に係る収入の〇〇％を下表２に定めるところにより、（１）の対価として協定参加者に交付するものとする。

表１

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 交付割合 |
|  |  |

表２

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 交付割合 |
|  |  |

別図（省略）